

平成 31 年 2 月 6 日
水 産 庁

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第 1 の別に定める「くろまぐろ」
第 5 の 6 に基づく第 4 管理期間の配分量の融通に係る公表について

沿岸漁業（知事管理漁業）の第 4 管理期間^(※1)の都道府県配分量について、
下記のとおり都道府県間で協議が整ったことから、当該数量を公表します。

第 1 種特定海洋生物資源	融通を受ける者 ^(※2) (合計トン数)	融通を行う者 ^(※3)	数量 (トン)
くろまぐろ（小型魚）	千葉県 (10. 3)	宮城県	4. 1
		福島県	5. 0
		長崎県	1. 2
	福岡県 (1. 9)	長崎県	1. 9
	計 (12. 1)		12. 1
くろまぐろ（大型魚）	長崎県 (3. 1)	千葉県	1. 2
		福岡県	1. 9
	計 (3. 1)		3. 1

(※1) 沿岸漁業の第 4 管理期間は平成 30 年 7 月から平成 31 年 3 月まで

(※2) 当該管理期間の配分量は融通の数量分増加する。

(※3) 当該管理期間の配分量は融通の数量分減少する。

(参考)

- 融通を行うことで、第 4 管理期間の大型魚及び小型魚それぞれの都道府県の合計に変更は生じません。
- 各都道府県の配分量の最新の値については、ホームページ「くろまぐろの部屋」にて公表中です。